平成２５年（フ）第１５５号
長崎県佐世保市吉井町踊瀬55番地13、住民票上の住所長崎県松浦市星鹿町北久保免777番地
債務者　川上　恵美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後３時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
愛知県豊橋市中浜町13番地　Ｂ―202
債務者　村上　剛士
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２１４号
愛知県豊橋市東岩田１丁目６番地12
債務者　三宅　知香
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２１５号
愛知県豊橋市東岩田１丁目６番地12
債務者　三宅　孝法
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１７８号
沖縄県うるま市石川東山本町２丁目４番７号ボーヌング赤崎303
債務者　川北　美紀（旧姓上口）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１８０号
沖縄県沖縄市与儀１丁目５番７号　プラージュ里Ａ―４号室
債務者　金城　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４９号
千葉県南房総市本織1718番地３　ウェルコーポ101
破産者　田中　康夫
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２５９号
福井市米松１丁目11番１号
破産者　ファブリック・ＤＣ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
福井県勝山市郡町２丁目７番31号
破産者　ファブリックプレイン株式会社
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
岐阜市中新町15番地
破産者　関谷　勝博
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２３５号
岐阜市中新町15番地
破産者　関谷香代子
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９号
熊本県菊池市隈府861番地１
破産者　有限会社一柳
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０２５号
札幌市豊平区平岸４条10丁目８番34―303号
破産者　柿本　亮一
1　決定年月日　平成26年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５号
福井県吉田郡永平寺町松岡松ケ原４丁目205番地
破産者　山本　有三
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
静岡県伊東市荻452番地の35　尾崎ハイツ１号室、破産手続開始決定時の住所静岡県伊東市吉田820番地の10
破産者　松村　卓憲
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
徳島県板野郡北島町太郎八須字備後江家45番地２
破産者　朝倉　浩也
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
香川県三豊市高瀬町下勝間1539番地13
破産者　中川　　守
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部